

令和7年度大阪市都市農業等振興事業業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

2 業務目的

大阪市では、平成30年6月に「大阪市都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、新鮮な農産物の供給とともに都市農業の有する農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の大都市にふさわしい機能を的確に発揮することによって、大阪市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目指している。

大阪市の農業は規模が小さいながらも、生産地と消費地が近いため新鮮な状態で消費者の元に農産物を届けられるという強みを持つ。また、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史をもつ「大阪市なにわの伝統野菜」や、市内農業者や大阪市農業協同組合、種苗メーカーが連携して取り組み始めたイタリア野菜などが栽培されており、市内産農産物のブランド化を目指して様々な試みが行われている。さらに、大阪市では「市内産農水産物付加価値向上事業」にて農水連携を促進しており、漁業者による市内産の水産品と農産品のコラボメニューの開発・発信を支援することで市内産農水産品全般の付加価値向上に取り組んでいる。

これらのような大阪市ならではの農業や漁業の魅力や取組を、プロモーション活動や農水産物の旬の時期に合わせた魅力発信イベント等を定期的を実施することで広く普及させ、市内農業及び漁業の振興発展に寄与することを目的とする。

※参考情報

- ・大阪市なにわの伝統野菜について

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000119574.html>

- ・大阪市内産イタリア野菜の取り組みについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000490645.html>

- ・大阪市の漁業振興の取組について（市内農水産物付加価値向上事業）

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000615118.html>

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

4 履行場所

受注者が確保する場所

5 業務内容

(1) 事業計画の策定

受注者は、「基本計画」及び令和5年12月に作成した「令和5年度 大阪市内の農地・農業に関するアンケート 報告書」を参考に、市内農業者の現状の把握及び分析を行い、上記「2 業務目的」を達成するための全体計画及び各業務についての具体

的な事業計画を立て、工程表と併せて提出すること。

なお、本事業を実施するにあたり、必要に応じて次の組織・団体等へ発注者より紹介することができる。なお、内容に応じて有償となる場合もあるが、その経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

- ・大阪市農業協同組合 (<https://www.ja-osakashi.or.jp/>)
- ・株式会社大阪鶴見フラワーセンター (<https://tsurumi-wfm.jp/>)
- ・大阪市漁業協同組合 (<http://www.osakashigyokyo.or.jp/>)

※参考情報

- ・「基本計画」及び「令和５年度 大阪市内の農地・農業に関するアンケート 報告書」

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000442998.html>

(2) 農水産物のプロモーション業務

本業務は、イタリア野菜やなにわの伝統野菜など市内産の農水産物の認知度や購買意欲の向上を目的に、プロモーション活動を実施すること。

ア プロモーション動画の制作業務

(ア) 制作本数

- ・20分程度の動画を5本以上制作すること。

(イ) コンテンツの制作及び編集

次に示すように、プロモーション動画を制作すること。

- ・企画提案した動画の企画・構成・脚本について、事前に発注者の承認を受けたうえで制作すること。
- ・制作にあたっては、脚本や撮影に工夫をこらすなど、視聴者の興味を引き、多くの方に視聴されるような動画とすること。
- ・動画共有サイト等で再生可能な動画であること。
- ・納品するデータについては、画質はフルHD、画角（アスペクト比）は16:9、ファイル形式はMP4として、動画ごとに納品することを想定しているが、詳細は提案内容を踏まえて、発注者と調整して決定する。
- ・動画は視聴者が市内農水産物についての知識を深められる内容にすること。
- ・動画のうち3本は、以下のテーマでそれぞれ作成すること。

①農林水産省が持続可能な農業の実現に向けて積極的に取り組んでいることから、大阪市内でも環境に配慮した農業に取り組んでいる様子をテーマに動画を作成すること。

②市内産農水産物をはじめとする地域の多様な資源を活用した取組（6次産業化、農業と観光の連携等）を取り上げた動画を作成すること。

③2026年度に大阪府内で開催される「全国豊かな海づくり大会」

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120130/suisan/zen_yutaumitaikai/index.html) に向け、大阪市内の漁業振興をテーマに動画を作成すること。

イ プロモーション動画の発信業務

上記アにより制作したプロモーション動画は、発注者が指定するYouTube

にて公開し、周知については大阪市都市農業等振興事業に係る公式SNSアカウント（X、Facebook、Instagram）を活用して各2回以上行うこと。なお、アカウント運用にあたり Google のパスワードの変更を行い（契約締結時、以降四半期に一度）、パスワードを変更した旨を発注者へ速やかに報告すること。

※参考情報

- ・令和6年度大阪市都市農業等振興事業に係る公式SNSアカウントについて
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000538392.html>

ウ マスメディアを活用した広報業務

テレビ、新聞、ラジオ等の各種マスメディアを活用した効果的な発信媒体・方法により、発注者の承認を受けたうえで広報すること。

エ その他

制作された動画については、契約期間満了後も発注者が本市ホームページや上記SNS等において、無償で使用するものとする。

(3) 農産物の販路開拓業務

本業務は、市内産の農産物の販路開拓にむけて、生産者と食関連事業者間の関係の構築を目的とする。生産現場を見学するイベントなど、食関連事業者が市内産の農産物・農業について、認知する機会を創出し、生産者と食関連事業者との交流を深めるイベントを企画し、実施すること。

ア 内容

市内産の農産物に興味・関心を持つ食関連事業者を生産現場に迎え、生産者と直接交流できる企画を実施すること。また、実際に市内産の農産物を使用している飲食店や販売店に訪問するなど、生産者との具体的な取引がイメージしやすくなる工夫を行うこと。イベント後も交流が続けやすい、市内の食関連事業者や大阪市近郊の食関連事業者を中心に広報・募集し誘致すること。

なお、生産者については、発注者と協議のうえ決定すること。

イ 実施回数

1回以上実施すること。

ウ 実施場所

受注者において選定すること。ただし、大阪市内に限る。

エ 参加者数

生産者と参加者が密に交流できるよう、参加者の定員は10名程度にすること。

オ イベント参加料

原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可能とする。その場合は、発注者と協議のうえ徴収することとし、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

(4) 食の魅力発信業務

本業務は、市内産の農水産物の新鮮さ・美味しさといった食としての魅力を市民に

対し広く発信し、市内産の農水産物の認知度及び購買意欲の向上を目的とする。本市では「大阪市農業サポーター」など、市内産の農水産物を販売又は原材料として活用している店舗や加工業者も多いため、それらとの連携やシェフ実演による試食会など、農産物の旬の時期に合わせたイベントを企画し、実施すること。

※参考情報

- ・大阪市農業サポーターについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000484402.html>

ア 内容

イベント参加者が市内産の農水産物(市内産農水産物を原料とした加工品も含む。)を実食できる内容にすること。

イ 実施回数

2回以上実施すること。

なお、1回はワークショップ等の体験型イベントとすること。

ウ 実施場所

受注者は、イベント実施に必要な会場を確保すること。ただし、大阪市内に限る。

エ イベント参加料

原則無料とすること。

ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可能とする。その収入は本業務実施にかかる経費に充当すること。

- オ イベントの参加者が自身のSNSでイベントの写真を投稿するなど、参加者自身が食の魅力発信の広報ツールとなるよう工夫を凝らすこと。

(5) 農業等啓発イベントの実施業務

本業務は、市民に都市農業の多面的な機能を伝え、また、市内農業や漁業の魅力を実感できる機会を設けることにより、将来的な市内農業及び漁業の発展へ繋げることを目的とする。今まで農業や漁業に関心がなかった層への参加を促すイベントを企画し実施すること。

ア 内容

市内産の農水産物の魅力を伝えるだけではなく、都市農業の有する機能や役割等についても学習できるものとする。また、以下の2点を必ず盛り込むこと。

①2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会の機運に乗じて、大阪市内産の花きの魅力や価値が高まるような内容にすること。

②2026年度に大阪府内で開催される「全国豊かな海づくり大会」の周知を行い、あわせて大阪市内の漁業についての周知・広報を行うこと。なお、これまで農業や漁業に関心がなかった層への参加を促すためにも、他のイベントとの共催や出展も可とする。

イ 実施時期

発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 実施場所

発注者と協議のうえ決定すること。ただし、大阪市内に限る。

エ 参加者数

1,000 人を目標とすること。

オ イベント参加料

原則無料とすること。

ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可能とする。その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

(6) 農地・農業に対する理解醸成業務

市内在住者に対し、市内の農産物の新鮮さ、おいしさ、歴史等についての理解醸成を目的に、簡単な農業学習（農業セミナー）を盛り込んだ農業体験イベントを次のとおり実施すること。

ア 実施回数、実施時期

2 回以上実施すること。

イ 実施場所

受注者は、大阪市内において農業体験実施に必要な会場を確保すること。各回 40 名程度が参加できる規模にすること。なお、会場のスペースや進行の都合で一度に 40 名を受け入れられない場合、時間を分けて 2 部制にするなど、合計で 40 名程度の参加も可能とする。

ウ イベント参加料

原則無料とすること。

ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可能とする。その場合は、発注者と協議のうえ徴収することとし、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

エ その他

農業学習の講師については、テーマに沿ってセミナーを実施できる者を手配すること。なお、テーマの詳細については提案内容を踏まえて発注者と調整して決定する。

(7) 募集・受付業務

ア 受注者は、当該業務における上記(3)～(6)の各参加希望者の募集及び受付を行うこと。また、募集を実施する際は、発注者と十分に協議を行ったうえで周知すること。

イ ホームページ、SNS の活用など、効果的な募集広報を行うこと。大阪市都市農業等振興事業に係る公式 SNS アカウントは必ず活用し、イベント準備風景など閲覧者が参加したいと思わせる内容をイベントごとに最低 2 回は発信すること。また、パンフレット等の広報物の作成の際は、発注者と協議すること。本市広報媒体を活用する場合は、調整に時間を要する場合があるので、早期に発注者へ相談すること。

ウ 受注者は参加希望者から申込を受け付け、参加者名簿を作成すること。

エ 募集にあたり収集した個人情報適切に管理を行い、個人情報漏洩を防ぐための

対策を、募集開始までに発注者へ書面にて報告すること。また、募集期間中に当該個人情報の管理状況を最低1回は発注者へ報告するとともに、募集終了後速やかに個人情報の管理状況について発注者へ書面にて報告すること。

オ やむを得ない事情以外のキャンセルが出ないように、申込者に適宜連絡を行うこと。

(8) 各業務の運営

ア 自然災害など、やむを得ない理由によりイベントの実施ができないと発注者が認めた場合は、イベント参加予定者に中止等の通知をすること。なお、イベントについては実施を延期し、速やかに別日程への変更手続きを行い、参加者に通知すること。また、これに係る経費については受注者が負担することとする。

イ 受注者は各業務を円滑に実施できるよう準備を行うこと。講師（講師への謝礼金及び旅費を含む。）及び機材等の手配、各事業者との調整等が必要な場合は、受注者において手続きを行い、資料等の準備も行うこと。

ウ 受注者はアンケート用紙を作成し、各事業の終了後にアンケート調査を実施し、参加者の満足度調査を行うこと。

エ アンケート内容については、発注者と協議のうえ、調査項目を定めることとする。受注者は上記ウの結果について効果検証を行ったうえで、発注者に報告すること。

6 業務委託料

(1) 委託料についての留意事項

全業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(2) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

7 業務実施体制等の報告

本仕様書に定める業務内容を踏まえ、業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。特に受注者の担当変更等の事態に迅速に対応できる体制を作ること。また、受注者の業務実施体制、連絡体制を契約締結後速やかに書面で発注者へ届け出て、承諾を得ること。

なお、業務実施体制の変更等や、届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容について改めて発注者へ書面で届け出て、承諾を得ること。

8 その他

(1) 全体的な留意事項

ア 受注者は事業の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な業務運営に努めること。

イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において適宜協議調整を行い決定する。

ウ 受注者は業務を遂行するにあたって不明な点がある場合は、その都度、発注者に

申し出て協議したうえで対応すること。ただし、緊急性を伴う事象については、発注者との事前協議なく判断できるものとするが、事後に必ず発注者に報告し、その後必要な対応等について発注者の指示を受けること。

エ 受注者は、必要に応じて、事業の進捗状況等を発注者に報告すること。また、発注者から求めがあった場合は、その都度遅滞なく報告すること。

オ 受注者は事業の成果についてまとめた報告書を下記のとおり作成すること。

- ・紙2部（A4判、縦型、横書き左綴じ、簡易製本）

- ・データ（CD-R 1枚とする。なお、制作した動画データについては、動画ごとにDVDにて提出すること。なお、CD-R及びDVDの提出については、提出前にウイルスチェックを行うこと。）

また、報告書の内容については、本市ホームページ等で公開する場合もあるため、関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

(2) その他の条件

ア 本業務における成果物は全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。

イ 本業務にかかる記録としての写真等の撮影にあたっては、本市ホームページ等で公開する場合があるため、関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

ウ 受注者は、本件委託業務では営利を目的とせず、業務の遂行上得た収入は本件委託業務実施にかかる経費に充当すること。

エ 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

オ 受注者は、事業実施にあたり、各種関係法令・条例等を遵守すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。